

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

北朝鮮のいわゆるロケット発射問題について質問いたします。

去る四月十三日、我が党の志位委員長は、この問題で直ちに談話を発表しまして、打ち上げは失敗に終わったが、発射を行ったことは弾道ミサイル技術を利用した発射の中止を求めた二〇〇九年六月の国連安保理決議一八七四に違反する行為であり、日本共産党はこの北朝鮮の行為に対して強く抗議すると表明いたしました。そして、北朝鮮に対して、情勢を悪化させるいかなる行為も厳重に慎むこと、二〇〇五年九月の六カ国協議の共同声明に立ち返って、国際社会の一員として責任ある行動をとることを求めたところであります。

そこで、まず野田総理に、改めて今回の北朝鮮の発射行為に対する政府の立場を端的に伺っておきたいと思っております。

○野田内閣総理大臣 今般、北朝鮮が強行しました人工衛星と称するミサイルの発射は、御指摘のとおり、失敗であったとしても、地域の平和と安定を損なう安全保障上の重大な挑発行為であり、また、累次の国連安保理決議に違反することは明白でございます。発射を行わないよう自制を強く求めてきたにもかかわらず、北朝鮮が発射を強行したことは、我が国としては到底容認できるものではなく、遺憾に存じます。

今回の発射後、迅速かつ安保理メンバー全員の一致した賛同のもとに議長声明が発出されたことは、北朝鮮に対する確固たるメッセージを送るものだと思います。

我が国は、国際社会が緊密に連携して、一致結束して、北朝鮮が関連する安保理決議を履行するなど諸問題の平和的かつ包括的な解決に向け建設的に対応するよう、引き続き強く求めていきたいと考えております。

○笠井委員 この発射に先立つ三月二十一日に、志位委員長は、北朝鮮にロケット発射計画の中止を求める声明というのを発表しまして、在北京北朝鮮大使館に届けるとともに、日本政府等六カ国協議のメンバーの中国、アメリカ、韓国、ロシアなど関係国に届けて、外交努力を要請してまいりました。私自身も在京のアメリカ大使館そして韓国大使館に参ったところであります。官邸では、野田総理宛てのものを、志位委員長が藤村官房長官にお渡しをいたしました。

そこで、官房長官に伺います。

我が党の声明でも指摘しましたが、二〇〇九年六月に全会一致で採択をされた国連安保理決議一八七四号は、同年五月二十五日に実施をされた北朝鮮による核実験を強く非難するとともに、北朝鮮に対して、いかなる核実験または弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求しております。

すなわち、一八七四号決議は、弾道ミサイルだけじゃなくて、弾道ミサイル技術を使用した発射をこれ以上行わないことを言っているわけでありまして、つまり、その意味は、それが弾道ミサイルであろうが、その技術を使用した人工衛星であろうが、これ以上の発射を中止するように強く求めているということでありまして。この決議は、北朝鮮が安保理決議に反して、二〇〇九年六月に、二度の核実験を強行した深刻な事実を踏まえて国際社会の重い決定だと思います。

こうした決議に立脚して、北朝鮮に発射をやめさせるあらゆる外交努力が重要だと思うんですが、官房長官、どのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○藤村国務大臣 三月二十一日に志位委員長からいただきました。

考え方を申しますと、北朝鮮が人工衛星の発射であると主張したことにかかわらず、今回の安保理議長声明というのは、発射が安保理決議の深刻な違反であるとしっかり述べています。これは、特に安保理決議第一八七四号が弾道ミサイル技術を利用したいかなる発射もこれ以上実施し

ないことを要求すると明確に規定していますので、ここはやはり重要な意味があったと考えています。

今回の発射に対して安保理議長声明が強いメッセージを送ることが可能であった背景には、人工衛星打ち上げ装置が弾道ミサイルとほぼ同一で、互換性のある技術に由来することに着目して明示的な規定を置いた一八七四、それから累次の決議と相まって、極めて重要な意義を有していた、このように考えております。

○笠井委員 玄葉外務大臣に伺います。

一昨日、四月十六日の深夜に、北朝鮮に関する国連安全保障理事会の議長声明が全会一致で採択をされた。今回、北朝鮮がいかなる弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないということを求めた一八七四号決議に違反をしたという事実を踏まえて、この議長声明というのは、それが仮に衛星の発射または宇宙発射体と称されたとしても、深刻な違反であると。つまり、より踏み込んで、ミサイル技術を使用した発射ということの中身についてははっきりと言った、具体的に明示をしたということだと思うんですが、いかがでしょうか。

○玄葉国務大臣 おっしゃるように、今回の議長声明は大変強いメッセージでございます。しかも、先ほど官房長官から答弁がありましたが、決議の一八七四号がいかなる弾道ミサイル技術を使用した発射も認めないというふうにした、そのことが、例えば北朝鮮が人工衛星の打ち上げであると言っても、いわゆる打ち上げのための発射技術、装置そのものが弾道ミサイル技術と大変互換性がありますので、そういう意味で、一八七四号というのは非常に大きな意味があったということだと思います。

今回の議長声明は、制裁委員会に決議に基づく制裁の着実な実施のための具体的な作業を期限つきで指示をしている、そして北朝鮮に累次の安保理決議の義務を直ちに、かつ完全に遵守することを要求するなど、一八七四号を含む既存の決議をベースにしなが、これらをさらに実効たらしめるように、北朝鮮に決議遵守を強く求めるメッセージとなっているというふうに考えております。

○笠井委員 今言われましたけれども、要するに、一八七四で言っている、いかなる弾道ミサイル技術を使用した発射ということについては、具体的に、仮に衛星の発射または宇宙発射体と称されたとしてもやはりこの声明で言っているというのが非常に大事だということを今大臣は言われたんだと思うんです。

そこで、藤村長官、四月十三日に内閣官房長官声明を出されて、今回の北朝鮮によるロケット発射は、国連安保理決議一八七四号を初めとする累次の安保理決議に違反するばかりか、二〇〇二年九月の日朝平壤宣言、そして二〇〇五年九月の六者会合の共同声明の趣旨にも反するというを具体的に指摘をされていると思うんですが、つまり、具体的に言いますと、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のどの点に違反をするという意味でおっしゃったんでしょうか。

○藤村国務大臣 安保理決議の一八七四は、北朝鮮に対して弾道ミサイル技術を用いたいかなる発射も実施することを禁じています。また、累次の国連安保理決議、これは一六九五それから一七一八であります。いずれも北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止しなければならない旨を含んでいます。

さらに、今御質問の日朝平壤宣言においては、北朝鮮側は日朝平壤宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを二〇〇三年以降もさらに延長していく意向を表明するとともに、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないこと等が確認されています。北朝鮮による今回の発射は、このような点で日朝平壤宣言にまず反していると考えます。

もう一つ、六者会合共同声明においては、六者は、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係に

ついて認められた規範を遵守することを約束して、さらに、北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を約束しています。このような観点からは、六者会合共同声明にミサイルの発射や開発を明示的に禁じる文言はないものの、今回の発射はこの六者会合共同声明の趣旨に反していると考えています。

○笠井委員 そうしますと、北朝鮮政府は、今回の発射について、宇宙空間の平和的開発と利用は国際的に公認されている主権国家の合法的権利であるとか、衛星の打ち上げは主権国家の自主権に属する問題などと主張して述べておりますけれども、国連安保理決議はもとより、今官房長官が言われた、北朝鮮みずからが合意をした日朝平壤宣言、六者会合共同声明に照らしても、北朝鮮の言うような合理化論というのは全く通用しない、これは明確だと思うんですが、いかがでしょうか。

○玄葉国務大臣 笠井委員のおっしゃるとおりです。

○笠井委員 そうしますと、玄葉大臣、さらにもう一問ですが、今回北朝鮮が発射を強行したことは、国際社会が行ってきた朝鮮半島の非核化に向けた外交努力、それだけではなくて、東アジアの平和と安定に対する重大な逆流をつくることになる、それは北朝鮮にとっても決して利益とされない道だというふうに考えるんですけれども、その点はいかがでしょう。

○玄葉国務大臣 これも全く笠井委員のおっしゃるとおりでありまして、今回議長声明が発出したメッセージ、つまりは、既存の決議を直ちに、かつ完全に遵守すること、そして、さらなる発射、さらなる核実験、まだ核実験は、過去、〇九年、〇六年は行っていますけれども、さらなる発射及び核実験を行わないこと、このことを北朝鮮に対して強く求めなければならないし、求めたいというふうに考えております。

それは、我が国だけではなくて、日、米、韓、中、ロそれぞれ、または五者が緊密に連携して、そして国際社会全体でこのことを強く求めていきたいというふうに考えております。

○笠井委員 今、玄葉大臣から、さらなるという問題について言われました。

そこで、総理、今後、やはり北朝鮮に対して、情勢を悪化させるいかなる行動も厳重に慎むことを要求するというのが非常に大事になっていると思うんです。今回は安保理の議長声明が出たわけですが、国際社会が一致をして足並みをそろえた対応をとるということは、北朝鮮によるこれ以上の地域の緊張を高める、そういう行動を抑える上で大事だ。どんな力になるというふうに総理としてはお考えでしょうか。

○野田内閣総理大臣 これはもう笠井委員御指摘のとおり、国際社会が足並みをそろえて、心を一つにして対応するということが大事だと思います。

その意味では、二〇〇六年、二〇〇九年のときよりも、この議長声明という発出の仕方は、相当タイミングが早いですよね。決議のときもありましたけれども、いずれにしても、私の記憶だと、事案が発生してから十日ぐらいたってからだと思います。今回は相当早く、各国が協力して、こういうメッセージを強い内容で発出できたことは、私は意義があるというふうに思いますので、こういう国際社会との連携が何よりも北朝鮮に慎重な対応を求めることに一番有効ではないかというふうに考えております。

○笠井委員 同時に、国連安保理の決議一八七四号の中では、理事国及びその他の加盟国による努力という問題についても言及していると思うんです。具体的に言いますと、この一八七四号決議の第三十一項になると思うんですけれども、そこにはどのように書かれているでしょうか、玄

葉大臣。

○玄葉国務大臣 パラ三十一の御指摘だと思います。

決議一八七四号のパラ三十一は、「事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の加盟国による努力を歓迎する。」というふうに規定されています。

○笠井委員 そうしますと、総理、やはり今回の事態というのは極めて重大な行為である、そして、国際社会が一致して対応することが非常に大事だということも言われたわけです。

つまり、北朝鮮によるこれ以上の地域の情勢を悪化させる行動を抑えるという上では、今後も国際社会が一致をして、足並みをそろえた行動をとる、対応をとるということと同時に、今、玄葉大臣からありました一八七四号決議の三十一項で言われているような、「事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の加盟国による努力を歓迎する。」というわけですけれども、そういう点で言いますと、非軍事で外交的手段に徹するという努力が非常に大事だというふうに思うんです。

その点についての総理の見解を伺いたいと思います。

○野田内閣総理大臣 二〇〇六年、二〇〇九年、それぞれ、ミサイルを発射した後に残念ながら数十日たって核実験をやっているんですね。今回も、ミサイルの発射については失敗をしましたけれども、さらにミサイルを発射しようとするのではないかと、あるいは核実験が行われるのではないかと懸念は強まっています。

だからこそ、先ほども申し上げたように、国際社会がしっかりと連携をし、過去の関連する安保理決議をきちっと遵守するようというのを強く求めていくことが大事でありますし、我が国にとっても、拉致と核とミサイル、この諸懸案を包括的に解決するためには、国際社会との連携プレーがどうしても不可欠でございます。

北朝鮮にとっては、こんなことをやることは彼らにとってマイナスなんだということをしっかりと、国際社会が連携をしながら説得的に交渉していかなければいけないと思います。その意味では、もちろん、外交的な努力ということがこれまで以上に一段と求められてくるだろうというふうに思います。

○笠井委員 外交的努力が一段と大事だと。やはり、そういう点でも非軍事、外交的努力という点は非常に大事なポイントになってくる。

相手がとんでもないことをやろうとするということに対して、本当に説得力を持って国際社会が一致して当たるといふ点では、非軍事、外交的に大いにきちんとやるんだ、徹するということについては大事だと思うんですけれども、改めてその点、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 あくまで外交的、平和的努力をするということが基本中の基本だというふうに思います。

○笠井委員 日本共産党は、今回の重大な事態に対して改めて、北朝鮮が国連安保理決議を遵守して、そして六カ国協議の共同声明に立ち返る、日朝平壤宣言に立ち返る、そういう立場で国際社会の一員として責任ある行動をとるということを強く求めたいと思っております。

以上で質問を終わります。